

第26期第1回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和8年8月4日(火)午前10時から午前10時35分まで
- 2 場 所 練馬区役所 北庁舎3階 共用会議室
- 3 出席委員 加藤直正、神田靖仁、櫻井祐次、篠貞夫、荘埜晃一、荘光男、
瀧澤光弘、田中聖晃、橋本良子、宮部光夫、宮本正裕、山口幸治、
吉田照男、渡戸秀行、渡邊正 計15名
- 4 議 案
 - (1) 会長の互選について
 - (2) 副会長の互選および職務代理の順位について
 - (3) 議席の決定について
 - (4) 議事録署名人について
 - (5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第1号)
- 5 報 告
 - (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 6 そ の 他

事 務 局 長	本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。 皆様お集まりですので、始めさせていただきます。 まず、総会の開催に先立ちまして、ご報告です。 このたび、第26期農業委員に任命をされた尾崎勝美委員におかれましては、8月1日にご逝去されました。 ここに謹んで哀悼の意を表し、心よりお悔やみを申し上げます。 なお、後任の委員につきましては、本日選任いただく正副会長と相談しながら進めてまいります。 それでは、只今から第26期第1回練馬区農業委員会総会を開催いたします。本日は委員改選後の初めての総会で、正副会長も選任されておられませんので、議事の1番目「会長の互選について」までは事務局が議事進行を務めさせていただきます。
事 務 局 次 長	本総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、練馬区長が召集をさせていただいたものです。本日の出席委員は15名です。総会は、在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の会議は成立です。 なお、皆様がお座りの席ですが、仮の席ということで、お名前の五十音順に着席いただいております。 議事に入る前に、第26期農業委員の皆様をご紹介させていただきます。総会資料2ページをお開きください。 こちらが第26期委員の名簿でございます。五十音順でお名前を呼び上げさせていただきますので、その場でご起立をお願いします。 （第26期農業委員の紹介） 以上、15名の方が第26期農業委員です。3年間よろしく願います。 続きまして、事務局長から農業委員会事務局の職員を紹介させていただきます。

事 務 局 長	私から、事務局職員をご紹介します。 （事務局職員の紹介）
事 務 局 次 長	それでは、これより議事に入ります。 はじめに、議事の1番目「会長の互選について」です。 「農業委員会等に関する法律第5条第2項」には、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」とありますが、互選の方法はいかがいたしましょうか。
宮 部 光 夫 委 員	事務局の考えがあれば示してください。
事 務 局 次 長	事務局の考えをということでしたので、よろしければ事務局として推薦したいと存じますが、いかがでしょうか。 （異議なし） ありがとうございます。
事 務 局 長	それでは、事務局として推薦させていただきます。第25期に第一副会長を務められていた田中聖晃委員を会長として推薦いたします。
事 務 局 次 長	皆様いかがでしょうか。 （異議なし） 田中聖晃委員、お願いしてよろしいでしょうか。 （田中聖晃委員、同意） それでは、田中聖晃委員が会長に就任されることになりました。 田中聖晃会長、会長席へご移動ください。 （田中聖晃会長、席を移動） 初めに田中聖晃会長からご挨拶をいただきます。田中聖晃会長、よろしくお願いします。

田 中 聖 晃 会 長	第26期農業委員会会長を務めさせていただきます、田中聖晃です。私は、今年で2期目ということで勉強不足の部分も多々あるかと思いますが、皆様と3年間一生懸命やっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
事 務 局 次 長	田中聖晃会長ありがとうございました。これ以降は、田中聖晃会長に議事進行をお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、私のほうで進行いたします。 議事の2番目「副会長の互選および職務代理の順位について」です。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 次 長	「練馬区農業委員会会議規則」において、「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ定められた副会長がその職を代理する」とされております。法律上も「互選した者がその職務を代理する」とあります。なお、練馬区農業委員会では、これまで副会長を2名選出し、会長の職務代理の順位で第一副会長、第二副会長として定めてきました。今期につきましても同様の体制として、副会長2名を互選で決めていただきたいと思います。
田 中 聖 晃 会 長	副会長の互選については、先程の会長と同様に、事務局から推薦いただいてもよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なし、とのお言葉をいただきましたので、事務局から推薦をお願いします。
事 務 局 長	それでは、事務局から推薦させていただきます。第一副会長に渡戸秀行委員、第二副会長に渡邊正委員を推薦いたします。

田 中 聖 晃 会 長

ただいま事務局長から推薦いただきました渡戸秀行委員および渡邊正委員を、お一人ずつ皆様にお諮りいたします。まず、第一副会長を渡戸秀行委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

委員の皆様から異議なしというお声をいただきました。渡戸秀行委員、お願いしてよろしいでしょうか。

（渡戸秀行委員、同意）

それでは、渡戸秀行委員が第一副会長に就任されることになりました。

渡戸秀行副会長、第一副会長席へご移動ください。

（渡戸秀行副会長、席を移動）

つぎに、第二副会長を渡邊正委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

委員の皆様から異議なしというお声をいただきました。渡邊正委員、お願いしてよろしいでしょうか。

（渡邊正委員、同意）

それでは、渡邊正委員が第二副会長に就任されることになりました。

渡邊正副会長、第二副会長席へご移動ください。

（渡邊正副会長、席を移動）

それでは、お二方からご挨拶をいただければと思います。

まずは、渡戸秀行副会長お願いします。

渡 戸 秀 行 副 会 長

副会長を務めさせていただきます、渡戸秀行です。一生懸命勉強させていただき、練馬区の農業を応援していきたいと思っています。よろしくお願いします。

田 中 聖 晃 会 長	つぎに、渡邊正副会長お願いします。
渡 邊 正 副 会 長	副会長を務めさせていただきます、渡邊正です。皆様からご指導ご協力をいただきながら、務めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	つぎに、議事の3番目「議席の決定について」です。事務局から説明をお願いします。
事 務 局 次 長	議席の決定は、練馬区農業委員会会議規則第7条により、くじで定めるとしておりますので、これから各委員にくじを引いていただきます。 総会資料4ページをお開きください。正副会長の席は記載の席とさせていただきますとともに、会長の隣は事務局長席とさせていただきます。他の委員の方々は五十音順でくじを引いていただきます。それでは、始めさせていただきます。 (五十音順で抽選、席へ移動) くじ引きが終了しましたので、議席が決定いたしました。
田 中 聖 晃 会 長	つぎに、議事の4番目「議事録署名人について」です。事務局長から説明をお願いします。
事 務 局 次 長	農業委員会の総会では毎回議事録を作成して、公表しております。 事務局で作成した議事録が間違いないことを証明するために、農業委員会会議規則第13条におきまして、会長および会議で指名された2名以上の委員が署名するものとしています。
田 中 聖 晃 会 長	皆様がよろしければ、第25期までと同様に五十音順に毎回2名ずつ

議事録署名人となって頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議なしとのことですので、今後も2ページの五十音順で2名ずつ指名させていただきます。今回の議事録署名人は、加藤直正委員、神田靖仁委員にお願いします。

それでは、総会資料6ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

内容に入ります前に議案の審議の手順について説明します。

初めに事務局から議案資料に沿って案件の概要を説明します。続いて担当の委員から、現地における事実確認調査の結果について報告をいただき、その後委員の皆様には審議いただくという流れで進めます。審議の際、ご意見がある場合にはまず挙手をし、会長からの指名後にご発言ください。

令和8年7月9日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

本件は生産緑地の買取申出をするに当たり、証明対象者が農業の主たる従事者に該当するかどうかについてご審議いただくものです。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

田中聖晃会長 それでは、宮部光夫委員をお願いします。

宮部光夫委員 7月22日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は入口が北側の道路に面しており、東側と西側は住宅で囲まれ、南側は貸駐車場となっております。

(1)、(2) の畑は全体的に綺麗に管理されておりました。

(3) の畑についても、現在は家族で耕運を行い管理されておりました。

境界については、全て確認できました。以上、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

田 中 聖 晃 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件、承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。

本件は練馬区が買い取らないとした生産緑地について、法令により農業者へあっせんするため、農業委員会に周知依頼があったものです。今回は1件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

田 中 聖 晃 会 長

質問等ございましたら、お願いします。

	(発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに10ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 月ごとに農地転用の届出があったものを報告しており、本件は令和8年7月に届出のあった農地の転用について報告するものです。 【届出件数、面積等について説明】 事務局からは以上です。
田中聖晃会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。
田中聖晃会長	1枚目の次第をお願いします。 次第3 その他です。事務局から何かありますか。
事務局	特にありません。
田中聖晃会長	委員の皆さまからは何かありますか。 (発言なし) それでは、以上で第1回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人